

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第21号

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成27年鈴鹿市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
第1条 略 <u>（条例別表第20号の規則で定める額）</u>	
第2条 <u>条例別表第20号の規則で定める額</u> は、 <u>日額10,100円とする。</u> （条例別表第21号の規則で定める額）	（条例別表第21号の規則で定める額）
第2条の2 条例別表第21号の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 略 （2） 前号に掲げる委員以外の委員 日額 <u>10,100円</u> （条例別表第29号の規則で定める委員及び規則で定める額）	第2条 条例別表第21号の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 略 （2） 前号に掲げる委員以外の委員 日額 <u>8,900円</u> （条例別表第29号の規則で定める委員及び規則で定める額）
第5条 条例別表第29号の規則で定める委員は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同	第5条 条例別表第29号の規則で定める委員は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同

号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 鈴鹿市防災会議委員	日額 <u>10,100円</u>
(2) 鈴鹿市国民保護協議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(3) 鈴鹿市総合計画審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(4) 鈴鹿市名誉市民審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(5) 鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会委員	日額 <u>10,100円</u>
(6) 鈴鹿市行財政改革推進委員会委員	日額 <u>10,100円</u>
(7) 鈴鹿市特別職報酬等審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(8) 鈴鹿市退職手当審査会委員	日額 <u>10,100円</u>
(9) 鈴鹿市入札監視委員会委員	日額 <u>10,100円</u>
(10) 鈴鹿市交通安全対策会議委員	日額 <u>10,100円</u>
(11) 鈴鹿市自転車等駐車対策協議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(12) 鈴鹿市住居表示審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(13) 鈴鹿市人権擁護に	日額 <u>10,100円</u>

号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 鈴鹿市防災会議委員	日額 <u>8,900円</u>
(2) 鈴鹿市国民保護協議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(3) 鈴鹿市総合計画審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(4) 鈴鹿市名誉市民審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(5) 鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会委員	日額 <u>8,900円</u>
(6) 鈴鹿市行財政改革推進委員会委員	日額 <u>8,900円</u>
(7) 鈴鹿市特別職報酬等審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(8) 鈴鹿市退職手当審査会委員	日額 <u>8,900円</u>
(9) 鈴鹿市入札監視委員会委員	日額 <u>8,900円</u>
(10) 鈴鹿市交通安全対策会議委員	日額 <u>8,900円</u>
(11) 鈴鹿市自転車等駐車対策協議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(12) 鈴鹿市住居表示審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(13) 鈴鹿市人権擁護に	日額 <u>8,900円</u>

関する審議会委員	
(14) 鈴鹿市同和資金貸付審査会委員	日額 <u>10,100円</u>
(15) 鈴鹿市男女共同参画審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(16) 鈴鹿市文化財保護審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(17) 鈴鹿市公民館運営審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(18) 鈴鹿市スポーツ推進審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(19) 鈴鹿市立図書館協議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(20) 鈴鹿市環境審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(21) 鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(22) 鈴鹿市地域福祉計画審議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(23) 鈴鹿市民生委員推薦会委員	日額 <u>10,100円</u>
(24) 鈴鹿市障害者施策推進協議会委員	日額 <u>10,100円</u>
(25) 鈴鹿市養護老人ホーム入所判定委員会委員	日額 <u>10,100円</u>
(26) 鈴鹿市高齢者施策	日額 <u>10,100円</u>

関する審議会委員	
(14) 鈴鹿市同和資金貸付審査会委員	日額 <u>8,900円</u>
(15) 鈴鹿市男女共同参画審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(16) 鈴鹿市文化財保護審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(17) 鈴鹿市公民館運営審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(18) 鈴鹿市スポーツ推進審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(19) 鈴鹿市立図書館協議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(20) 鈴鹿市環境審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(21) 鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(22) 鈴鹿市地域福祉計画審議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(23) 鈴鹿市民生委員推薦委員会委員	日額 <u>8,900円</u>
(24) 鈴鹿市障害者地域自立支援協議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(25) 鈴鹿市障害者施策推進協議会委員	日額 <u>8,900円</u>
(26) 鈴鹿市養護老人ホーム入所判定委員会委員	日額 <u>8,900円</u>
(27) 鈴鹿市高齢者施策	日額 <u>8,900円</u>

推進協議会委員	
(27) 鈴鹿市こども・子育て会議委員	日額10,100円
(28) 鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会委員	日額10,100円
(29) 鈴鹿市就学支援委員会委員	日額10,100円
(30) 鈴鹿市国民健康保険運営協議会委員	日額10,100円
(31) 鈴鹿市健康づくり推進協議会委員	日額10,100円
(32) 鈴鹿市予防接種運営委員会委員	日額10,100円
(33) 鈴鹿市応急診療所運営委員会委員	日額10,100円
(34) 鈴鹿市地産地消推進協議会委員	日額10,100円
(35) 鈴鹿市新名神高速道路鈴鹿PAスマートIC地区協議会委員	日額10,100円
(36) 鈴鹿市都市計画審議会委員	日額10,100円
(37) 鈴鹿市景観審議会委員	日額10,100円
(38) 鈴鹿市建築審査会委員	日額10,100円
(39) 鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検	日額10,100円

推進協議会委員	
(28) 鈴鹿市こども・子育て会議委員	日額8,900円
(29) 鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会委員	日額8,900円
(30) 鈴鹿市就学支援委員会委員	日額8,900円
(31) 鈴鹿市国民健康保険運営協議会委員	日額8,900円
(32) 鈴鹿市健康づくり推進協議会委員	日額8,900円
(33) 鈴鹿市予防接種運営委員会委員	日額8,900円
(34) 鈴鹿市応急診療所運営委員会委員	日額8,900円
(35) 鈴鹿市地産地消推進協議会委員	日額8,900円
(36) 鈴鹿市新名神高速道路鈴鹿PAスマートIC地区協議会委員	日額8,900円
(37) 鈴鹿市都市計画審議会委員	日額8,900円
(38) 鈴鹿市景観審議会委員	日額8,900円
(39) 鈴鹿市建築審査会委員	日額8,900円
(40) 鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検	日額8,900円

証委員会委員	
(40) 鈴鹿市学校規模適 正化検討委員会委員	日額 <u>10,100円</u>

(条例別表第30号の規則で定める者及び規則で定める額)

第6条 条例別表第30号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 社会教育委員	日額 <u>10,100円</u>
(2) 略	略
(3) 鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会委員	ア 略 イ アに掲げる委員以外の委員 日額 <u>10,100円</u>
(4) 略	略
(5) 鈴鹿市上下水道事業経営審議会の設置等に関する条例（平成28年鈴鹿市条例第3号）第2条の規定により設置する鈴鹿市上下水道事業経営審議会の委員	日額 <u>10,100円</u> 以内で上下水道事業管理者が定める額

証委員会委員	
(41) 鈴鹿市学校規模適 正化検討委員会委員	日額 <u>8,900円</u>

(条例別表第30号の規則で定める者及び規則で定める額)

第6条 条例別表第30号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 社会教育委員	日額 <u>8,900円</u>
(2) 略	略
(3) 鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会委員	ア 略 イ アに掲げる委員以外の委員 日額 <u>8,900円</u>
(4) 略	略
(5) 鈴鹿市上下水道事業経営審議会の設置等に関する条例（平成28年鈴鹿市条例第3号）第2条の規定により設置する鈴鹿市上下水道事業経営審議会の委員	日額 <u>8,900円</u> 以内で上下水道事業管理者が定める額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由を生じた報酬については、なお従前の例による。